

令和 6 年 11 月 5 日

国民健康保険税の賦課誤りについて

国民健康保険税の軽減判定所得を算定する際の計算に誤りが判明しましたので、事案の概要と対応状況をお知らせします。今後、再発防止に努めてまいります。

【事案の概要】

国民健康保険税の軽減判定所得を算定する際の計算に誤りがあり、市内の国民健康保険被保険者 5 世帯に対し、軽減を正しく算定できていなかったことが判明しました。

【事案の詳細】

国民健康保険税のうち、被保険者均等割・世帯別平等割については、世帯の所得状況に応じて 7 割・5 割・2 割の 3 区分で軽減の措置を行っております。

今般、この国民健康保険税の軽減判定所得の算定に当たり、府内他市町村から計算手法について問い合わせがあり、改めて確認したところ、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来は国民健康保険税の軽減判定用に算出した繰越損失額（青色事業専従者給与を控除せずに計算）を用いるべきところ、確定申告上の繰越損失額（青色事業専従者給与を控除して計算）を用いたことにより、軽減の区分が正しく判定されず賦課していることが判明いたしました。

【繰越損失額再算定による賦課更正の内容及び対応状況】

賦課年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
増額賦課	件数	0	0	2	0	2	4
	増額賦課額（円）	0	0	44,700	0	58,000	102,700
減額賦課	件数	1	1	2	0	1	5
	減額賦課額（円）	△ 37,000	△ 57,700	△ 74,600	0	△ 48,900	△ 218,200

※実増額賦課更正 2 世帯、実減額賦課更正 3 世帯

- ・税額を過少に算定していた 2 世帯には、お詫びと誤徴収に至った経緯について説明を行うとともに、増額の賦課更正し納付いただく手続きを進めております。
- ・税額を過大に算定していた 3 世帯には、お詫びと誤徴収に至った経過について説明を行うとともに、減額の賦課更正し還付手続きを進めております。
- ・関係法令に基づき、還付につきましては 5 年間、追加徴収につきましては 3 年間遡及し行います。

（令和 6 年度当初賦課 2,567 世帯（賦課決定額：362,180,500 円））

【錯誤の原因等及び再発の防止対策】

- ・税法上の青色申告に誤りはなく、国民健康保険税の軽減判定所得の算出方法も認識していたにもかかわらず、システム上の計算が正しくされていると誤認し、目視での確認においても誤りの発見に至りませんでした。
- ・今後は、システム処理後、国民健康保険税額及び軽減判定所得について、複数の職員で目視による確認作業を行い、正確な賦課に努めます。

お問い合わせ先

市民環境部 / 税務・国保課 / 国保年金係

TEL : 0772-45-1616